

発行日：令和2年6月1日 発行元：税理士法人フロンティア会計/フロンティアパートナーズ(株) 発行人：森 郁美

その時、国税の申告と納税はどうしますか???

緊急事態宣言下、諸々の対応を余儀なくされているこの状況下においても税金の申告や納税は果たさなければなりません。しかし、諸事情でのやむを得ない理由で期限内に申告納税が果たせない場合もあり、そのため税法には申告の期限延長や納付が猶予される規定がありますが、特に、今回は特例として申告・納付の期限延長の対応がなされています。

申告期限の延長に係る対応

法人の場合には、役員や従業員が感染症に感染したケースだけでなく、「体調不良になっている」、「自粛要請されている」、「在宅勤務等を強いられている」、「感染防止のため外出を控えている」などのやむを得ない理由により通常の業務が維持できない、活動を縮小せざるを得ない、取引先などにおいて感染症の影響が生じているため決算作業ができず、期限までに申告が困難な場合には、個別対応で申告期限の延長が認められることとなります。延長が認められるための「やむを得ない理由」や「延長の手続き」はより柔軟なものになっています。

延長申請の手続きは申請書の提出をしなくともよく、申告書の余白に「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」である旨を付記することで、法人税、消費税、源泉税、各中間申告についての申告・納付期限延長が認められることとなります。

地方税においても国税の期限延長を受けた場合には延長が認められることとなります。

納税猶予の特例対応

感染拡大の防止のための措置の影響により事業者の売上高が急減している状況から、納税猶予の特例制度が設けられています。

令和2年2月1日から令和3年1月31日までの納期限のものが適用対象で、担保が不要、延滞税が免除、納税が1年間猶予される対応となっています。

認められる要件は、新型コロナウイルスの影響により令和2年2月以降の任意の期間(1か月以上)において、法人の売上高が前年同期に比べて概ね20%以上減少しかつ一時に納税を行うことが困難であることです。

「一時に納税を行うことが困難であること」の判断については、向こう半年間の資金を考慮し、法人の状況に配慮して適切になされるとされています。このため、収支や財産状況を示す前期の元帳(売上)や売上帳(該当月)、現金出納帳や預金通帳の提出が本来は必要となるのですが、書類の準備が困難な場合には聞き取りにより確認がなされるなどの柔軟な運用となるようです。

手続きは、令和2年6月30日又は納期限(延長された場合は延長後の期限)のいずれか遅い日までに所轄税務署へ申請することが必要となります。

なお、すでに納期限が過ぎている場合の未納の国税がある場合でも、令和2年6月30日までに申請すれば、遡って猶予を受けることが可能となります。

